

保険証・限度証等について

【保険証について】

国民健康保険被保険者証は、カードサイズのをひとりに1枚交付されます。

国民健康保険被保険者証は、毎年更新となります。（本人の手続きはありません）

【70歳～74歳の方へ】

国民健康保険に加入している方が70歳になると「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。（手続きは不要です）

適用は、70歳の誕生日の翌月（誕生日が1日の人は、その月）からとなります。

【医療機関を受診したとき】

◇自己負担割合

自己負担割合は、年齢や所得によって異なります。

●義務教育就学前・・・2割負担

●義務教育就学後～70歳・・・3割負担

●70歳以上75歳未満・・・所得区分が一般・低所得Ⅰ、Ⅱ⇒2割負担

所得区分が現役並み所得Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ⇒3割負担

【自己負担限度額】

≪1か月の自己負担限度額≫

○70歳未満の方

区分	所得(※1)	3回目まで	4回目以降(※2)
ア	901万円超	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1) 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は、区分アとみなされます。

(※2) 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

○70歳以上75歳未満の方

所得区分	医療費負担額	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【4回目以降140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【4回目以降93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降44,400円】	
一般 （課税所得145万円未満）	18,000円 【年間144,000円上限】	57,600円 【4回目以降44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

【限度額適用認定証】

入院の予定や高額な外来診療になりそうな時は、あらかじめ申請して「限度額適用認定証(※3)」の交付を受けると、同一医療機関ごとの医療費の窓口負担額が上記の表の【自己負担限度額】までとなります。

(※3)住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの区分の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。

【人工透析などの治療のとき】

厚生労働大臣が指定する人工透析、HIV感染症などの特定疾病の治療を受けた場合、申請により「特定疾病療養受療証」を交付します。保険証とともに受療証を提示することで、1か月あたりの窓口負担額が医療機関ごとに10,000円（所得区分ア・イの方は20,000円）までとなります。

【入院した場合の食事代】

入院した時の食事代は、下記の標準負担額を自己負担します。

○入院した時の食事代の標準負担額（1食あたり）

所得区分	標準負担額	
住民税課税世帯	460円	
住民税非課税世帯	過去1年間 以内で	(90日までの入院) 210円
低所得者Ⅱ		(90日を超える入院) 160円
低所得者Ⅰ	100円	

【お問い合わせ】

- 戸沢村役場 健康福祉課 医療介護係

TEL : 0233-72-2364 (健康福祉課直通)

- 最上地区広域連合

TEL : 0233-29-6111